

◎新潟県告示第1160号

平成27年2月27日新潟県告示第215号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成31年1月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成30年12月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1・2 (略) 3 10トン以上の漁船 により主として刺し網 を使用して営む漁業 及び10トン未満の漁 船により主として底び き網を使用して営む漁 業 4～6 (略)	姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1・2 (略) 3 10トン以上の漁船 により刺し網を使用し て営む漁業及び10ト ン未満の漁船により主 として底びき網を使用 して営む漁業 4～6 (略)